

## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：株式会社テックジャパン  
業者の住所：大阪府八尾市大字山畑369
2. 競争参加停止措置期間：2021年9月17日～2021年10月28日  
(6週間)
3. 事 実 概 要：  
株式会社テックジャパンは、大阪府八尾市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、営業所の専任技術者を本件工事に専任の主任技術者として配置したことにつき、大阪府より15日間の営業停止処分を受けた。
4. 競争参加停止措置理由：  
株式会社テックジャパンが建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

### <競争参加停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	